

釧路湿原自然再生全体構想

～未来の子どもたちのために～

2015
概要版

釧路湿原自然再生協議会

http://www.ks.hkd.mlit.go.jp/kasen/kushiro_wetland/

発行: 2015年9月

編集・発行: 釧路湿原自然再生協議会 運営事務局

釧路湿原には、貴重で素晴らしい自然が多く残されています。しかし、その自然も近年の開発によって大きく変化してきています。自然環境の価値に多くの人が気づき始めた現在、残された自然を大切にしながら、失われた自然を少しでも取り戻していくことが求められています。

2003年11月に行政機関や地域住民・NPOが参加して**自然再生協議会**が発足しました。この協議会において、**釧路湿原の保全・再生**を効果的に行なっていくための方向性を定めた「**全体構想**」が作成されました。

このパンフレットでは、**全体構想**のあらましについて紹介します。



全体構想とは?

全体構想は、自然再生の対象区域や目標、役割分担などを定めるためのもので、自然再生推進法でその作成が義務付けられています。そのため、釧路湿原自然再生協議会では、発足直後から約1年間の議論を重ね、2005年3月にこの構想をまとめました。その間、地域検討会を開いて地元の人々の意見を聞いたり、広く全国から意見を公募したりして、さまざまな立場の意見を取り入れるようにしました。

この構想はいわば釧路湿原の自然再生の“憲法”のようなもので、基本的な枠組みを定めています。具体的な方法や内容については、協議会や専門家の検討を経て策定される「**実施計画**」の中に示されます。

自然再生推進法(2002年12月)に基づく 釧路湿原自然再生事業実施の流れ

自然再生基本方針 — 政府が策定(2003/4/1)

自然再生全体構想 — 協議会が策定(2005/3)
10年目に見直し(2015/3)

自然再生事業実施計画 — 各事業の
実施者が策定

そのほか、環境学習や調査研究などの
取り組みが展開される

全体構想の構成

10年目の改定では、地域とのかかわりの強化を目的に見直し・追加をしています。

全体構想は、以下のような構成になっています。

第1章 自然再生の取り組みに至る経緯と背景 **★追加**

釧路地方の自然と歴史、自然環境が抱える課題、自然再生事業に至る経緯について紹介しています。

第2章 自然再生の基本的な考え方と原則

「自然再生」に取り組む上での基本的な原則(ルール)を記述しています。

第3章 自然再生の対象となる区域

この構想が対象とする区域について記述しています。

第4章 自然再生の目標 **★追加**

自然再生の取り組みが目指すべき姿(イメージ)、流域全体で達成すべき目標について記述しています。

第5章 目標達成のための施策と評価の方法 **★追加**

上記の目標を達成するための具体的な取り組みを7つの分野に分けて記述しています。どんな課題にどんな手法で取り組むのか、その成果をどのように評価するのかを例示しています。

第6章 役割分担

協議会に参加している構成員や地域住民がどのような役割分担をして自然再生に取り組むかを記述しています。

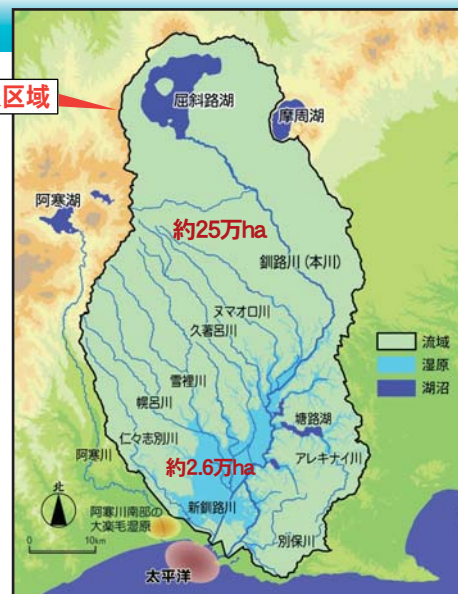
どこが対象なのか?

[第3章 自然再生の対象となる区域]

もっとも重要な保全対象を**釧路湿原**とし、釧路湿原をつくりだした**釧路川水系の集水域**(分水嶺から河口までのすべての流域)を基本的な対象範囲として考えます。この範囲の面積は**約25万ヘクタール**にも及び、釧路市・釧路町・鶴居村・標茶町・弟子屈町の5つの市町村にまたがります。

◆**釧路湿原**の面積は**約2.6万ヘクタール**です。対象範囲が湿原の約10倍にも及んでいるのがこの構想の大きな特徴です。これは、湿原生態系が流域全体の自然と深い関わりをもっており、流域を見渡して考えることが重要であるためです。

※図では、阿寒川水系下流にある、かつて釧路湿原と一体であった南部の湿原や、最下流に位置する海域に関しても影響を考慮することを示しています。



なぜ自然再生なのか？

[第1章 自然再生の取り組みに至る経緯と背景] ★追加

[第2章 自然再生の基本的な考え方] [第5章 目標達成のための施策] ★追加

対象となる釧路湿原は、日本最大の湿原であり、そこに生育・生息する動植物や、湿原の中を蛇行する河川のダイナミックな景観は、他に類を見ないすばらしいものです。しかし近年、湿原周辺での人間活動の影響により、自然環境の急激な変化があらわれ始めています。

本構想が提案する**自然再生**は、過去に損なわれた自然を積極的に取り戻そうとする取り組みです。「自然再生」という言葉は、あまりなじみがないかもしれませんが、ここでは広い意味を持ち、自然の**保全・回復・復元・修復・維持管理・創出**などを含むものとします。したがって、自然をそのままの形で残すことから、自然の質を高めるような工夫をすることまでを含みます。**釧路湿原**のすばらしい自然を取り戻すという大きな目標に向かって、様々な取り組みを効果的に組み合わせることが重要なのです。

※さまざまな「再生」

保全 conservation:

今残されている良好な自然を良好な状態で維持すること。

回復 recovery:

自然が自発的に元の姿に戻っていくことを維持・支援すること。

復元 restoration:

過去にあった自然の姿を人間の手で取り戻すこと。

修復 rehabilitation:

自然のもつ機能を人間の手で高めること。

維持管理 maintenance:

人間の手で生じた自然の良好な状態を人間の手で維持していくこと。

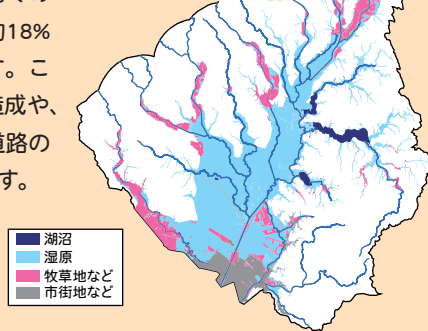
創出 creation:

自然がほとんど失われた場所に良好な自然を人間の手で作出すこと。

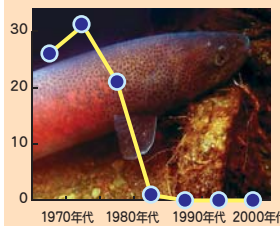
◆課題【湿原の減少】

釧路湿原は、元々の範囲に比べて、約18%も消失しています。この多くは農地の造成や、南部の市街地や道路の開発によるものです。

湿原の現況(2010年)



◆課題【湿原の野生生物の減少】



イトウ捕獲個体数の変化

湿原の減少や乾燥化、河川や森林環境の質の低下などにより、湿原を代表するキタサンショウウオなどの希少な野生生物のすみかが減少してきています。また、シマフクロウやイトウは、地域から姿を消してしまうのではないかと心配されています。

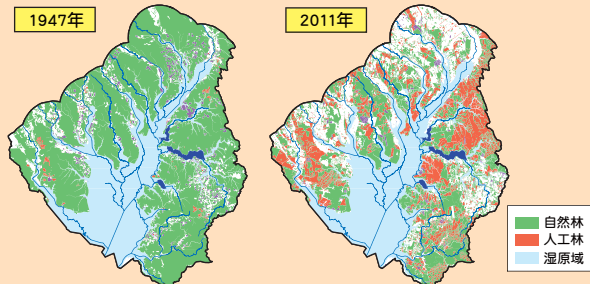
◆課題【湿原へ流入する負担の増加】



1960年代以降、流域から湿原への土砂流入量が増加しています。これは、森林が減少していることや、河道が直線化されて流れが速くなり川底が削られていること(写真)、上流・中流

での氾濫を減らしたために下流まで土砂が来やすくなったことなどによります。その結果、湿原内に土砂の堆積が見られる場所が多くなり、生態系の質の低下や景観の悪化が懸念されています。

◆課題【丘陵地の森林の減少】



流域内では森林施業が明治初期から行なわれ、戦後も人工林の造林や、農地開発・宅地開発によって自然林は減少してきています。このため、湿原への土砂流入量の増加、湧水の消滅など、森林と一体となった湿原生態系の質の低下が懸念されています。

何を目指すのか？

[第4章 自然再生の目標] ★追加

釧路湿原において、この自然再生が目指すのは、

この地域に本来生息している生きものたちが絶滅することなく生きていける環境、そして私たちの暮らしに豊かな恵みをもたらす「水と緑の大地」を取り戻す

ことです。

◇思い描くイメージとしては...?

タンチョウやシマフクロウ、イトウなどがすむ多様な生命の環(わ)、川から海にわたる豊かな自然の幸、美味しい飲み水、雨が降っても土砂で覆われることの少ない水辺、安らぎや感動を与えてくれる湿原景観...。こうした豊かな恵みを受けながら、地域の人々が暮らし、子どもたちが自然について学ぶ...



◇それは具体的にはいつ頃のイメージ...?

急速な悪化が進む以前の、国際的に価値が認められたラムサール条約登録前のような湿原環境を一つの姿とします。

このような環境を取り戻していくことは大変なことで、50年、100年といった時間がかかるかもしれませんが、その実現のために湿原に関わる多くの人々が協力し、行動していくようになることが、目指している姿なのです。

ここでは、自然再生に取り組む上で重要な「10の原則」を示します。全ての取り組みは、この原則に沿って実施されます。

① 生態系のつながりがある流域全体を対象に考える (流域視点の原則)

社会的な単位にとらわれて、その中だけで考えてはダメ!

流域全体で現状を把握し、方針を立てる!

② 残された自然の保全を優先し、できるだけ自然の復元力にゆだねて、自律的な自然の回復を目指す (受動的再生の原則)

このまま自然にゆだねよう

ここは大切に

保全を第一に考える。復元や修復は、自然の力にゆだねる方法があれば、それを優先させる!「何もしない」も選択肢!

③ 科学的な知見を集積し、現状を把握する (現状の科学的な把握)

自然は難しい...

現状の把握、事業による変化の予測を科学的にしっかり行なう!

④ 長期的な視野で具体的な目標を設定する (明確な目標設定)

自然を取り戻すにや時間がかかる...

でも、目標はキチンと立てるべし!

成果を急がない! 明確で客観的な目標を決める!

⑤ 各施策は結果を評価・検証しながら、補正して対応できるように運用する (順応的管理の原則)

何でも慎重に、丁寧に!!

結果を常にモニタリングし、目標からずれたら、方法の修正をする。修正が困難な方法は避ける!

立ち止まって考え直すのも大事だ!

⑥ 良好で多様性のある自然を取り戻すという目標のために、「修復」も選択肢に含める (自然の保全・復元と修復)

過去の状態には戻せないけれど、できることはある!

「修復」で自然の質は高まった!

過去の状態に完全に戻せなくても、自然の持つ良好な機能を取り戻すために、様々な取り組みをすることが重要!

⑦ 地域の産業や治水・利水と自然環境の効果的両立を目指す (地域産業・治水との効果的両立)

自然に戻すのは、産業に向いていないところから考えて!

一次産業が元気に維持されないと!

地域産業の維持・活性化と、環境の保全がなるべく両立するように再生の場所や方法を考える

貴重な生き物は絶滅したら取り返しつかないから、優先的に考えて!

⑧ 地域の多様な人々が連携・参画し、地域の将来をともに考える (多様な主体の参加の原則)

環境の問題は、地域の全ての人に関わりがあります!

地域のなるべく多くの人に関わってもらう! 地域に不利益がないよう配慮を!

⑨ 十分な情報の公開と説明、対象に応じた効果的な情報発信を行なう (情報共有の原則)

みんなで考えるためには、最初から参加させて!

計画の段階から情報を公開し、透明性を保つ。人々の意見を積極的にとり入れる

⑩ 地域の自然環境と、地域の産業・くらしに対する理解を深める (環境教育の推進)

湿原のことを学ぶいいチャンスだ!

環境教育的な効果を持つ取り組みや場を持つことに配慮する

誰が取り組むのか?

[第6章 役割分担]

この全体構想で掲げた目標を達成していくために、自然再生協議会の構成員は、お互いに協力して、それぞれの取り組みを可能な限り実施・参加していくことが求められます。

また、さまざまな立場の人々の意見・評価を受け止めて、丁寧に進めていく必要があります。



**関係行政機関
地方公共団体**

自然再生への取り組みを主体的に推進するとともに、地域住民などが実施する取り組みについて必要な協力をします。



専門家

科学的なデータを収集し、その成果が活用されるように提供します。また、それぞれの取り組みの実施や成果の評価が科学的知見に基づいてなされるよう助言します。



**地域住民
土地の所有者**

湿原やその周辺の環境を持続的に利用する産業や生活を推進します。また、その地域で行なわれる自然再生への取り組みに協力・参加します。



**NPOなどの
市民団体**

自然再生への取り組みを自主的に実施したり、行政等が行なう取り組みに参加・協働します。

何をやるのか？ どう評価するのか？

[第4章 自然再生の目標]★追加

[第5章 目標達成のための施策と評価の方法]★追加

全体構想では、自然再生が目指すべき姿と流域全体としての目標、その目標を達成するための具体的な**7つの施策**について整理しています。それぞれの施策については、流

域の現状、具体的な手法、その成果の評価方法を示しています。各施策については、協議会が設置する**7つの小委員会**において、委員が検討します。

【目指すべき姿】

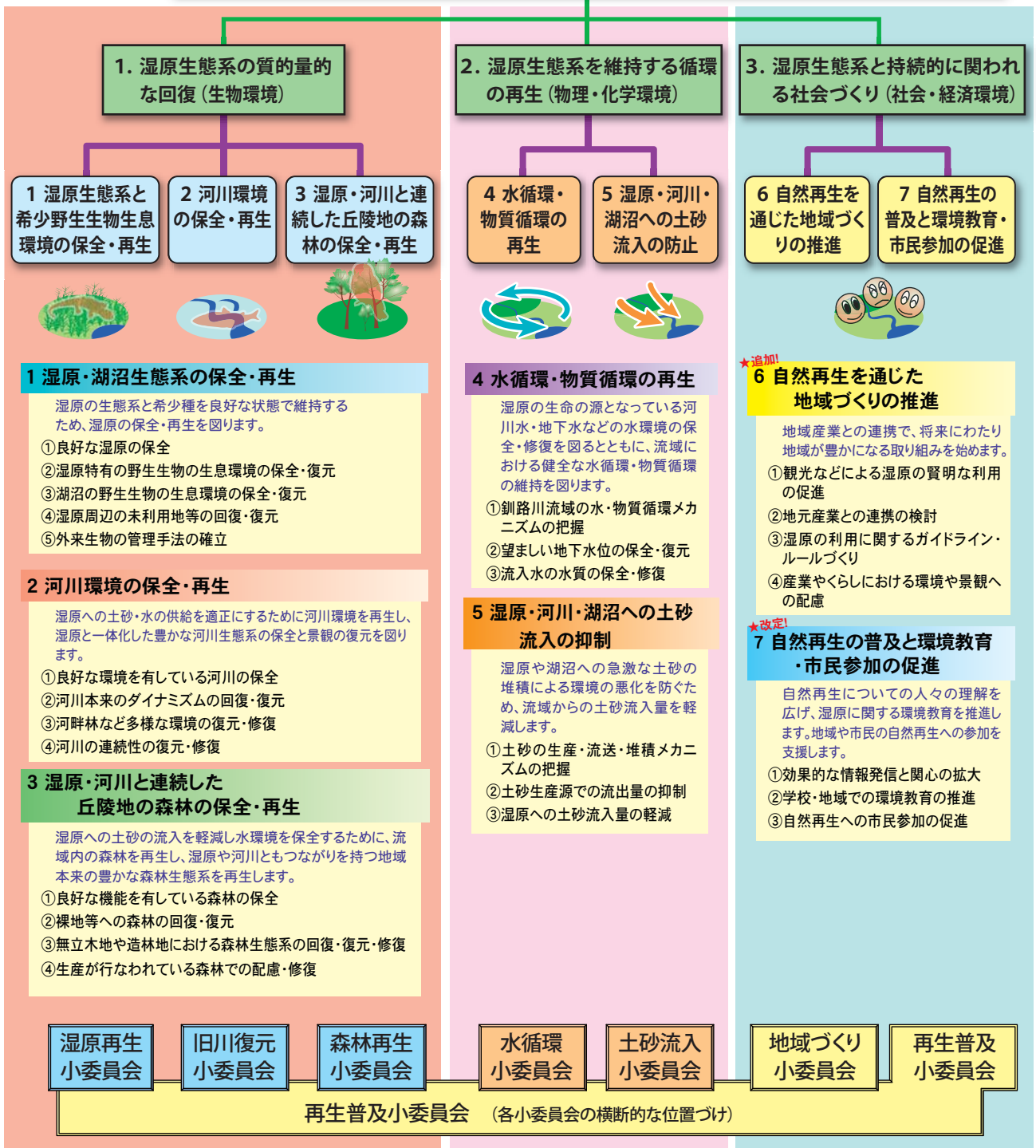
- シマフクロウ・イトウなどの生きものが暮らし、人々に恵みを持続的にもたらしてくれる湿原
- ラムサール条約登録前のような湿原環境

【目標】

流域全体としての到達すべき3つの目標

【施策】

各目標を達成するための7分野における具体策



全体構想本文の入手方法・問い合わせ先

全体構想の本文(全76ページ)は、右の行政機関や関係市町村役場で入手出来ます。また、自然再生協議会ホームページ http://www.ks.hkd.mlit.go.jp/kasen/kushiro_wetland/ でも本文および関連資料が公開されており、ダウンロードができます。この冊子で関心を持たれた方はぜひ入手してみてください。

●連絡先 釧路湿原自然再生協議会 運営事務局

- ◆北海道 釧路総合振興局 ◆北海道 釧路建設管理部
- ◆国土交通省 北海道開発局 釧路開発建設部
- ◆環境省 北海道地方環境事務所 釧路自然環境事務所
- ◆林野庁 北海道森林管理局 釧路湿原森林ふれあい推進センター

【所在地】〒085-8551 釧路市幸町10丁目3番地
【TEL】0154-23-1353 【FAX】0154-24-6839